

【参考】：こどもみらいプランにおける需給計画との整合チェック（31.4.1時点における数値）

①表中、量の見込・確保方策（現行値）について、30年度実施の意向調査結果を踏まえた、30.7開催第2回会議資料に提示した31年度末時点の数値を原則的に使用。

②今回31年度当初の数値を表示するため、「今回増減値」は、第2回会議以降から31.4.1の間に変更が生じた分を掲載して「需給バランス」を表示

➤施設等の利用定員を加味した各地区（計画区域ごと）の需給バランスは次の表のとおりであり、需給計画上はいずれも適と判断するもの

	平地区					小名浜地区					勿来・田人地区					常磐・遠野地区					内郷・好間・三和地区				
	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号
	3～5歳	教育希望	保育	1・2歳	0歳	3～5歳	教育希望	保育	1・2歳	0歳	3～5歳	教育希望	保育	1・2歳	0歳	3～5歳	教育希望	保育	1・2歳	0歳	3～5歳	教育希望	保育	1・2歳	0歳
量の見込（A）	879	487	882	713	160	737	412	666	427	106	519	290	466	400	87	505	282	381	262	49	276	155	394	211	47
確保方策（B）	1,257	290	843	713	205	1,060	165	681	458	112	789	156	464	332	87	790	60	397	277	84	429	31	393	222	36
現行値	1,257	290	843	713	205	1,060	165	670	454	106	789	156	454	333	93	810	60	397	264	97	398	94	363	237	38
今回増減値	0	0	0	0	0	0	0	+11	+4	+6	0	0	+10	▲1	▲6	▲20	0	0	+13	▲13	+31	▲63	+30	▲15	▲2
需給バランス（B-A）	378	▲197	▲39	0	45	323	▲247	15	31	6	270	▲134	▲2	▲68	0	285	▲222	16	15	35	153	▲124	▲1	11	▲11
	181					76					136					63					29				
※今回増減値の主な理由	増減なし					・市立渚保育所の利用定員の変更に伴う2・3号の増					・保育園（2園）について、30年度実施の意向調査時点から2・3号の利用定員を見直したことによる増減					・市立湯本第二幼稚園の廃止による1号減、認定こども園（1園）において、30年度実施の意向調査時点から3号の利用定員を見直したことによる増減					・保育所型認定こども園の移行見送り（1園）や認定こども園の利用定員見直しに伴う増減				

【参考】：確認基準における主なチェック項目➤資料1-1の施設等につき次のチェックを実施し、いずれも適と判断するもの

条項	項目	内容	条項	項目	内容
第4条 第37条	利用定員	・認定こども園・保育所は20人以上の設定であるか ・小規模保育事業A型は6人以上19人以下の設定であるか	第16条 第45条	評価	・自己評価を行う（義務規定）ほか、定期的に外部の者による評価（努力規定）を受けて結果を公表し改善を図ることを理解しているか
第5条 第38条	内容及び手続の説明及び同意	・運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他利用申込者の保育の選択に資すると認められる「重要事項を記した文書」等を作成しているか（予定があるか） ・利用者の同意（利用の意思確認）の確認手法について	第17条	相談・援助	・子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者の相談に適切に応じ、必要な助言等を行う立場にあることを理解しているか
第6条	選考等	・1号認定子どもについて、定員を超えて利用申し込みがあった際の選考方法を定め、保護者に明示しているか	第20条 第46条	運営規程	・運営規程を定めている（規則に規定する次の事項が適切に記載されている）か ➤施設の目的及び運営の方針／提供する特定教育・保育の内容／職員の職種、員数及び職務の内容／特定教育・保育を行う日（1号定員設定がある施設は学期を含む）及び時間並びにその提供を行わない日／利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額／利用定員／利用開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項／緊急時等における対応方法／虐待の防止のための措置に関する事項／その他施設の運営に関する重要事項
第9条	支給認定の申請に係る援助	・支給認定を受けていない保護者からの利用申し込み等があった際、支給認定の申請に係る必要な援助を行っているか	第21条 第47条	勤務体制の確保	・適切な教育・保育を提供できる勤務体制（職員の確保）が整っているか
第13条 第43条	利用者負担額等の受領	・上乗せ又は実費徴収を設ける場合、運営規程等に明示されているか ・入園料を設定していないか（幼稚園・認定こども園）	第32条	事故発生の防止及び発生時の対応	・事故発生の防止ための指針等が整備されているか ・賠償責任保険等へ加入しているか（予定があるか）
第15条 第44条	取扱方針	・次に掲げる類型ごとに、当該類型に定めるものに基づいて特定教育・保育を提供すること ➤幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ➤幼稚園：幼稚園教育要領 ➤保育所・地域型保育事業所：保育所保育指針			

